

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) 【新規・拡充・ <b>延長</b> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。</p> <p>延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80%</p> <p>《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78</p>
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和45年創設</p> <p>平成8年度:適用期限の5年延長</p> <p>平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行</p> <p>平成13年度:適用期限の5年延長</p> <p>平成18年度:適用期限の5年延長</p> <p>平成22年度:過疎法の延長</p> <p>平成23年度:適用期限の3年延長</p> <p>平成24年度:過疎法の延長</p> <p>平成26年度:適用期限の3年延長</p>
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。</p> <p>過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図ることを政策目的とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】</p> <p>○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」</p> <p>○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」</p> <p>○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」</p> <p>○第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)】 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成29年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、条件の不利益な過疎地域への企業誘致等を図る。</p>

			<p>○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数</p> <p>○目標値： 平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上。 ・根拠：9①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p> <p>なお、本特例措置の期間(3年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用した事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した資産及び場所、譲渡した資産及び場所。</li> <li>・譲渡価額及び取得価額</li> <li>・本特例措置が、資産の買換えを行うきっかけ(動機)となったか。</li> <li>・今後も本特例措置を活用したいかなど。</li> </ul>																											
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、過疎地域において企業活動が行われ、産業の振興につながる。</p>																											
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用件数・適用額(平成 24 年度～平成 31 年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td>3</td> <td>751,453</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:下線を付した年度は推計値を記入している。 ※2:適用額は本特例による損金算入額である。</p> <p>○実績の計上根拠について 件数の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年第 190 国会提出)」による。 平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの件数を特定できないことから、「—」としている。</p> <p>○推計値の根拠について ・本特例を適用しようとする事業者は、買換えた資産が過疎地域の市町村内にあることを当該市町村長が証明する書類が必要である。平成 27 年度に過疎対策室でこの証明書の発行実績調査を行ったところ、3件の発行実績があった。これは、あくまで市町村に対して行った証明書の発行実績調査であるため、上記の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく本特例の適用実績とは異なるが、本特例に対するニーズがあることが推察できるため、毎年度少なくとも1件ずつの特例適用を見込んでいる。 ・適用額の推計については、平成 26 年度の適用件数3件における適用額(751,453 千円)から算出した1件あたりの平均額を計上した。</p>		件数	適用額(千円)	平成 24 年度(実績)	—	—	平成 25 年度(実績)	—	—	平成 26 年度(実績)	3	751,453	平成 27 年度(推計)	1	250,484	平成 28 年度(推計)	1	250,484	平成 29 年度(推計)	1	250,484	平成 30 年度(推計)	1	250,484	平成 31 年度(推計)	1	250,484
	件数	適用額(千円)																												
平成 24 年度(実績)	—	—																												
平成 25 年度(実績)	—	—																												
平成 26 年度(実績)	3	751,453																												
平成 27 年度(推計)	1	250,484																												
平成 28 年度(推計)	1	250,484																												
平成 29 年度(推計)	1	250,484																												
平成 30 年度(推計)	1	250,484																												
平成 31 年度(推計)	1	250,484																												

		<p>・平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。</p> <p>○特例の対象の偏在性について</p> <p>本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。</p> <p>また、実態においても、前述の過疎対策室調査により回答のあった3件は、製造業(非鉄金属工業)、電気事業者、農業関係事業者であり、特定の業種に偏ってニーズがあるわけではない。</p>
②	減収額	<p>平成 24 年度(実績) ー</p> <p>平成 25 年度(実績) ー</p> <p>平成 26 年度(実績) 191,620 千円</p> <p>平成 27 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 28 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 29 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 30 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 31 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>平成 26 年度の減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)に基づく適用額に、基本税率 25.5% を乗じて算出した。</p> <p>平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの減収額を算出できないことから、「ー」している。</p> <p>○推計値の根拠について</p> <p>「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)による平成 26 年度の適用件数(3件)から、1件あたりの平均減収額 63,873 千円を算出し、前述のとおり、毎年度少なくとも1件は適用が見込まれることから、この平均減収額を各年度に計上している。</p> <p>平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。</p>
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進されることにより、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られ、過疎地域における産業の振興につながるものである。</p> <p>なお、8③記載のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上を目標としており、平成 32 年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響</p> <p>過疎地域の置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失うことになる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで過疎地域における産業の振興につながるという社会的意義があることから、減収を是認する効果があると言える。</p> <p>なお、8③記載のとおり、平成29年度から平成31年度までの間に3件以上を目標としており、平成32年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。補助金の場合、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月【H25 総務 02】